

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年12月14日（令和5年（行情）諮問第1141号）

答申日：令和8年3月13日（令和7年度（行情）答申第995号）

事件名：「令和元年度統合特殊作戦訓練成果」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和元年度統合特殊作戦訓練成果（統幕運1第94号（令和2年3月16日）別冊）（表紙を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月8日付け防官文第18843号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

決定通知書第2項記載の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える。

3 意見書

令和5年（行情）諮問第1141号に関する諮問庁の理由説明書は、審査請求人の主張を何ら左右するものではない。

上記を前提として審査請求書に記載の主張を以下の通り補足する。

- (1) 処分庁は令和5年9月8日付け防官文第18843号行政文書開示決定通知書により、同決定通知書第1項記載の行政文書を一部開示した。このとき開示された行政文書のうち3枚目には、図1（省略）の記述が含まれていた。すなわち、3枚目には「別紙第4「望ましい（不開示部分）の一例」と記載されている。このことから前記行政文書に含まれる別紙第4のタイトルは、最初の4文字が「望ましい」であり、最後の3文字が「の一例」であることが分かる。
- (2) 一方、前記行政文書のうち11枚目は図2（省略）の通りである。この11枚目の右上には「別紙第4」と記載されているから、前記（1）で言及した別紙第4はこの11枚目を指している。前記（1）より、別紙第4のタイトルは最初の4文字が「望ましい」であり、最後の3文字

が「の一例」である。しかしながら、この11枚目の開示部分中には文字列「望ましい」及び文字列「の一例」は含まれていない。よって、文字列「望ましい」及び文字列「の一例」はこの11枚目の不開示部分中に含まれているものと考えられる。

- (3) 11枚目の不開示部分中に文字列「望ましい」及び文字列「の一例」が含まれているのであれば、その部分は前記(1)及び(2)に記載した事情により法5条各号に規定される不開示情報のいずれにも該当せず、かつその部分は他の不開示情報が記録されている部分と容易に区分して除くことができるし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていると認めることも相当ではない。よって、11枚目の不開示部分中に文字列「望ましい」及び文字列「の一例」が含まれているのであれば、その部分は開示されるべきである。
- (4) 前記行政文書のうち4枚目には、図3(省略)の記述が含まれていた。すなわち、前記行政文書の4枚目には「別紙第5(不開示部分)成果」と記載されている。このことから前記行政文書に含まれる別紙第5のタイトルは、最後の2文字が「成果」であることが分かる。
- (5) 一方、前記行政文書のうち12枚目は図4(省略)の通りである。この12枚目の右上には「別紙第5」と記載されているから、前記(4)で言及した別紙第5はこの12枚目を指している。前記(4)より、別紙第5のタイトルは最後の2文字が「成果」である。しかしながら、この12枚目の開示部分中には文字列「成果」は含まれていない。よって、文字列「成果」はこの12枚目の不開示部分中に含まれているものと考えられる。
- (6) 12枚目の不開示部分中に文字列「成果」が含まれているのであれば、その部分は前記(4)及び(5)に記載した事情により法5条各号に規定される不開示情報のいずれにも該当せず、かつその部分は他の不開示情報が記録されている部分と容易に区分して除くことができるし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。よって、12枚目の不開示部分中に文字列「成果」が含まれているのであれば、その部分は開示されるべきである。
- (7) 前記行政文書のうち10枚目には、図5(省略)に示す記述が含まれている。すなわち、10枚目には鹿児島県の奄美大島の地図が記載され、地図に「江二屋離島(原文ママ)」、「奄美駐屯地」、「瀬戸内分屯地」及び「奄美基地分遣隊」と文字が書き込まれている。
- (8) 前記行政文書のタイトルは「令和元年度統合特殊作戦訓練成果」であり、前記行政文書には自衛隊が実施した訓練の内容、結果、成果又は教訓等の情報を含むことが推察される。

- (9) 前記(8)より、前記(7)の通り地図が記載された奄美大島は、自衛隊が訓練を実施した場所又は訓練を実施するにあたり地形等の想定に活用した場所であることが推察される。
- (10) 前記(9)より、前記行政文書の不開示部分には文字列「奄美」及び文字列「奄美大島」が含まれている可能性が高い。
- (11) 前記行政文書の不開示部分中に文字列「奄美」及び文字列「奄美大島」が含まれているのであれば、その部分は前記(7)に記載した事情により法5条各号に規定される不開示情報のいずれにも該当せず、かつその部分は他の不開示情報が記録されている部分と容易に区分して除くことができるし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。よって、前記行政文書の不開示部分中に文字列「奄美」及び文字列「奄美大島」が含まれているのであれば、その部分は開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、「Webサイト「e-GOV」で公開されている行政文書ファイル管理簿に登録されている行政文書ファイルの内、「令和元年度統合特殊作戦訓練成果」と題する行政文書ファイル（府省名が防衛省、作成・取得年度等が2020年度、大分類が運用支援、中分類が部隊運用、作成・取得者が防衛省 海上自衛隊 特別警備隊長、起算日が2021年4月1日、保存期間が2年、保存期間満了日が2023年3月31日、媒体の種別が紙、保存場所が金庫、管理者が防衛省 海上自衛隊 特別警備隊長、保存期間満了時の措置が廃棄、備考が統幕運1秘第2-76であるもの）に編綴された行政文書すべて。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「令和元年度統合特殊作戦訓練成果（統幕運1第94号（令和2年3月16日）別冊）」（以下「特定文書」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年5月19日付け防官文第10907号により、特定文書の表紙について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、同年9月8日付け防官文第18843号により、特定文書の表紙を除く部分（本件対象文書）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書中、1枚目ないし18枚目のそれぞれ一部については、防衛省・自衛隊の行動、運用及び訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果

的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「原処分不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える。」として、原処分の取消しを求め、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから、当該部分を不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和6年1月11日 審議
- ④ 同年2月14日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和8年1月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1のとおりであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、自衛隊が実施した訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表に掲げる部分は、本件対象文書の既に開示されている部分から容易に推測できる内容であり、これを公にしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、

開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別表（開示すべき部分）

枚目	開示すべき部分
1 0 枚目（別紙第 3）	左上説明文の 1 行目の左から 2 文字目ないし 6 文字目及びその下の写真中の説明文
	中央及び右側の写真中の説明文のそれぞれ 1 文字目ないし 5 文字目
1 1 枚目（別紙第 4）	標題の冒頭から 1 文字目ないし 4 文字目及び末尾から 1 文字目ないし 3 文字目
1 2 枚目（別紙第 5）	標題の末尾から 1 文字目及び 2 文字目
1 3 枚目（別紙第 6）	標題の末尾から 1 文字目ないし 3 文字目
1 4 枚目（別紙第 7）	標題の末尾から 1 文字目及び 2 文字目